病児保育実施施設利用料の無償化について

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が開始されます。両親ともに就労している等の事由により、市から保育の必要性の認定を受けており、かつ以下にあたる方は病児保育利用料も無償化の対象となります。(無償化には上限額があります。)

対象となる方について

あらかじめ保育の必要性の認定を受けたうえで、以下AまたはBの場合に限り病児保育利用料が無償化の対象となります。

- A 下表の幼稚園に在園し病児保育等を利用する以下の児童
 - ① 3から5歳児クラス (小学校就学前) までの児童 (上限 11,300円/月)
 - ② 満3歳児クラスで、かつ市民税非課税世帯の児童 (上限 16,300円/月)

表 病児保育が無償化の対象となる (預かり保育の実施時間等が少ない) 幼稚園

高洲若葉幼稚園、豊岡幼稚園、不動院幼稚園、豊橋若葉幼稚園、富士見幼稚園

- B 届出保育施設や病児保育等を利用する以下の児童
 - ① 3から5歳児クラス(小学校就学前)までの児童 (上限 37,000円/月)
 - ② 0から2歳児クラス(満3歳になった年度末までを含む)で、かつ市民税非課税世帯 の児童 (上限 42,000円/月)
- ※認可保育所、認定こども園、幼稚園 (表の園を除く) に在園の児童は対象外です
- ※上限額は、幼稚園の預かり保育や、届出保育施設、一時預かり事業、ファミサポ事業等の 全ての利用料の合計に対しての上限です。
- ※利用料は、後日市からお送りする納付書にて一度お支払いいただき、その後に所定の手続きにて市へ請求していただきます。
- ※保育の必要性の認定は利用前にされている必要があります。さかのぼって認定すること はできませんのでご了承ください。
- 詳しくは豊橋市役所の保育課(0532-51-2324)までお問い合わせください。